

阪神水道企業団 公益通報制度（内部通報）

職員や関係者の皆さんは、企業団の事業運営上において、法令違反や不正などの問題を見つけた場合、公益通報相談員に内部通報することができます（匿名通報も可。）。

通報を受けた際には、通報者のプライバシーを守りながら、必要な調査を行い、問題の改善や再発防止に取り組み、これにより組織全体の健全性を高めることを目指しています。

内部通報ができる人

- ・職員
- ・企業団と契約関係にある個人、法人その他の団体の関係者
 - 委託、請負など契約形態は問いません。
 - 契約に基づく業務に従事している人も対象です。
- ・派遣契約に基づいて企業団の業務に従事している人
- ・過去1年以内に上記のいずれかに該当していた人

通報対象事実

企業団の業務に関する次の事実が通報対象です。

①法律や条例等に違反していること

例：談合、収賄、手当の不正受給など

②人の命や健康、財産または生活環境に悪影響を与えること

例：施設安全管理上の不備や個人情報への不適切な取扱いなど

公益通報相談員（相談窓口）

内部相談員：総務部総務課長

TEL：080－5688－8526

Eメール：naibu-soudan@hansui.or.jp

外部相談員：弁護士 北村 拓也（すずらん法律事務所）※

TEL：078－382－0724

Eメール：kitamura.takuya@s5.dion.ne.jp

※企業団と利害関係を有さず、弁護士資格を有する者に委託しています。

☎電話での受付時間は月～金 9：00～17：00（休日・祝日を除く）

※公益通報を行うときは、これが「阪神水道企業団」における「公益通報」である旨を明らかにし、具体的な事実に基づき、誠実にを行うようお願いいたします。

通報対応の流れ

通報者（職員等）

〈通報時のポイント〉

- ・ 公益通報である旨を相談員に伝える。
- ・ 匿名通報の場合も相談員が連絡をとれる手段を伝える。

- ・ 受理・不受理の通知
- ・ 公益通報処理委員会からの通知

公益通報相談員

（総務課長又は弁護士）

通報対応責任者

（総務部長）

〈公益通報処理委員会からの通知〉

- ・ 調査実施の有無の通知
- ・ 再発防止策等の通知

※通報相談員を通じて通知します。

公益通報処理委員会（事務局：総務課）

委員長	弁護士（企業団と利害関係は無し。）
委員	副企業長 総務部長 総務部次長 技術部長 技術部浄水管理事務所長
臨時委員	委員長が必要と認める者（外部の有識者等）

通報事実に関与している者は参加できない。

指名

事実調査

調査員（職員）

〈事実調査後〉

再発防止策等を講ずるべき指示及びその内容の報告

所管部長

- ・ 通報事実が企業長が関与する事案の場合、又は委員長が必要と認めた場合は 第三者機関等により事実調査を行います。
- ・ 公益通報を行ったことにより、不利益な取扱いを受けた場合は、公益通報処理委員会（事務局）にその旨を申出することができます。